平成２６年（フ）第９号
香川県高松市香西南町95番地　スクエアータウンＥ112、開始決定時の住所香川県高松市中山町836番地１
破産者　北原　章司
１　決定年月日　平成27年４月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４５号
高知市梅ノ辻８番22号、開始決定時の住所高知市高見町388番地１
破産者　弘井　絹代
１　決定年月日　平成27年４月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第５６１１号
大阪市東淀川区菅原６丁目10番19号
破産者　竹林商店こと　竹林　**隆**子
１　破産債権の届出期間　平成27年５月８日まで
２　一般調査期日　平成27年６月11日午後２時
平成27年４月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２７０号
大阪市中央区久太郎町１丁目５番31号　三星中央ビル203号
破産者　株式会社マキ
１　破産債権の届出期間　平成27年５月11日まで
２　一般調査期日　平成27年６月11日午後２時30分
平成27年４月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４２６号
大阪市平野区加美東７丁目３番21号、事業所所在地大阪府松原市岡２丁目１―19
破産者　髙松　佑子
１　破産債権の届出期間　平成27年５月11日まで
２　一般調査期日　平成27年６月11日午後２時30分
平成27年４月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５６４号
大阪市住吉区万代東２丁目３番16―622号
破産者　柚田　忠男
１　破産債権の届出期間　平成27年５月14日まで
２　一般調査期日　平成27年６月29日午後２時30分
平成27年４月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１６２号
大阪府岸和田市西之内町39番39号
破産者　株式会社寺田組
１　破産債権の届出期間　平成27年５月15日まで
２　一般調査期日　平成27年６月25日午後２時30分
平成27年４月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４４１号
大阪市住吉区帝塚山東４丁目５番２号
破産者　有限会社エムズ
１　破産債権の届出期間　平成27年５月21日まで
２　一般調査期日　平成27年７月６日午後２時30分
平成27年４月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４８５号
大阪府東大阪市御厨南１―３―６　ペンジオーネ八戸ノ里201号室、開始決定時大阪府高槻市城西町１番26―803号
破産者　綿谷　伸雄
１　破産債権の届出期間　平成27年５月25日まで
２　一般調査期日　平成27年７月６日午後２時30分
平成27年４月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５２４号
堺市南区美木多上2629番地
破産者　株式会社データワーク
１　破産債権の届出期間　平成27年６月12日まで
２　一般調査期日　平成27年７月13日午後２時
平成27年４月８日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１９３号
富山市婦中町西本郷357番地36
破産者　新本　光恵
免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
平成27年４月８日　　富山地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１０号
さいたま市浦和区常盤１丁目２番14号
清算株式会社　株式会社エターナル
代表清算人　小林　慶子
１　決定年月日　平成27年４月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第４号
香川県三豊市詫間町詫間2112番地144
清算株式会社　カムウエル・ジャパン株式会社
代表清算人　中野　孝昭
１　決定年月日　平成27年４月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者株式会社大古**曾**に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、金1650円を弁済する。
２　協定債権者株式会社大古**曾**は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対するその余の債権を放棄する。
３　協定債権者ＳＭＣＣ株式会社は、清算株式会社に対する協定債権を放棄する。
高松地方裁判所観音寺支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第５号
栃木県那須塩原市寺子2032番地
再生債務者　室井　　学
１　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月28日まで
４　一般異議申述期間　平成27年５月12日から平成27年５月20日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（再イ）第３号
岐阜県多治見市喜多町８丁目36番地の２
再生債務者　三浦　敏郎
１　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月28日まで
４　一般異議申述期間　平成27年５月12日から平成27年５月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（再イ）第４８号
名古屋市中川区松重町３番48号　Ｈ・Ｉビル602号
再生債務者　遠藤　直紀
１　決定年月日時　平成27年４月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月28日まで
４　一般異議申述期間　平成27年５月７日から平成27年５月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１号
大分県佐伯市大字稲垣508番地５
再生債務者　柴田　眞弘
１　決定年月日時　平成27年４月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月28日まで
４　一般異議申述期間　平成27年５月７日から平成27年５月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部

平成２７年（再イ）第２号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目12番６号
再生債務者　藤浦　知子
１　決定年月日時　平成27年４月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年４月28日まで
４　一般異議申述期間　平成27年５月７日から平成27年５月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部